

先日、日本からも弁護士が来港し、松田大使も出席された「香港法律会・大阪弁護士会ジョイントセミナー」が開催されました。大阪に国際的なビジネス紛争を解決する「国際商事仲裁」の専門施設が今月設置された事の宣伝がありました。この機会に再度、仲裁について考えてみましょう。

1. 紛争解決事項の選択

海外の企業間で契約を締結する際、その後、万が一、契約の相手側と揉めた場合の備えのために、紛争解決方法を決めておく事が一般的です。どの国の法令を適用とするか（準拠法）および裁判管轄地あるいは仲裁をするかどうかを事前に契約書で記載しておく必要があります。紛争解決条項を定める場合に、すべての要素を総合的に考慮する必要があります。



## 香港の仲裁（1）

### 2. 仲裁とは

一般的には喧嘩の仲裁を想像するかもしれません、仲裁人の判断により紛争解



仲裁セミナーの様子

決を図る手続きのことです。付けてくれません。紛争が発生してからこうした合意院（KCAB）で74件、クアラルンプール地域仲裁センター（KLRC）で18件と報告されています。

仲裁の判決は、ほぼファインアルであり、拘束力があります。法律や手続きをはつきり譲るなどの特別な場合を除き、判決に不服でも裁判所による検討や取消はほぼありません。また仲裁にも法的に認められて、実行することができます。

仲裁を選ぶメリットとしては、中立性、当事者が仲裁人を専任することができ、非公開であるため守秘が保たれること、一般的に上訴がないため比較的早期に解決することなどが考えられます。仲裁を選ぶデメリットは、費用が裁判より高くなること、一般的に仲裁判断の基準が不明確であること、上訴ができることがあります。当事者間で仲裁合意をしておかない件数は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）

### 3. アジアでの仲裁件数

で228件、大韓商事仲裁院（KCAB）で74件、クアラルンプール地域仲裁センター（KLRC）で18件と報告されています。

仲裁の判決は、ほぼファインアルであり、拘束力があります。法律や手続きをはつきり譲るなどの特別な場合を除き、判決に不服でも裁判所による検討や取消はほぼありません。また仲裁にも法的に認められて、実行することができます。

仲裁を選ぶメリットとしては、中立性、当事者が仲裁人を専任することができ、非公開であるため守秘が保たれること、一般的に上訴がないため比較的早期に解決することなどが考えられます。仲裁を選ぶデメリットは、費用が裁判より高くなること、一般的に仲裁判断の基準が不明確であること、上訴ができることがあります。当事者間で仲裁合意をしておかない件数は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）



#### 筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本國領事館勤務の経験もあり、日本語堪能で228件、大韓商事仲裁院（KCAB）で74件、クアラルンプール地域仲裁センター（KLRC）で18件と報告されています。

2015年の国際新規受理件数は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）